

Ashiya

発表日	令和5年4月3日(月)
担当課	消防本部消防室指令課
担当者	村江
連絡先	(代表)0797-32-2345 (内線)4151

消防救急デジタル無線の談合に係る損害賠償請求の和解について

令和2年3月23日に議決を得た訴えの提起について、令和5年3月31日に和解が成立しましたので、お知らせします。

記

1 和解までの経緯等

- 議案番号 令和2年第32号議案
- 訴訟提起日 令和2年6月8日
- 管轄裁判所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 事件番号 令和2年(ワ)第388号 損害賠償請求事件
- 和解申出日 令和5年3月9日に相手方から和解に向けた協議の申出があり、双方弁護士を通じて協議を始めました。
- 和解合意日 令和5年3月31日の期日において、以下の内容で裁判上の和解が成立しました。

2 和解内容

- 沖電気工業株式会社は、芦屋市に対し、本件の解決金として、金3031万3400円の支払い義務があることを認め、令和5年4月10日限り本市に送金して支払う。
- 芦屋市は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- 芦屋市及び沖電気工業株式会社は、本件に関し、本和解合意に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 本件及び本和解合意に要する費用は、各自の負担とする。

3 和解理由

沖電気工業株式会社を被告とした消防救急デジタル無線の談合に係る損害賠償請求訴訟については、他市町等において解決済みの事例があり、それらの事例との比較検討を行った結果、上記内容による和解が本市にとって有利なものであると判断したため。

以上